



2025 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社YE DIGITAL
代表者名 代表取締役社長 玉井 裕治
(コード: 2354、スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員
管理本部長 本松 隆之
(TEL. 093-522-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 5 月 23 日開催予定の第 48 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2025 年 3 月 31 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、2025 年 5 月 23 日開催予定の第 48 回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定しました。
これに伴い、当社定款につきまして、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、現在、社外取締役を対象としている責任限定契約の締結対象範囲を、業務執行を行わない取締役に拡大するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定および剰余金の配当の基準日に関する規定を新設し、一部内容が重複する自己株式の取得、期末配当金および中間配当に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (4) 上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議日	2025 年 4 月 18 日
定款変更のための株主総会開催日	2025 年 5 月 23 日（予定）
定款変更の効力発生日	2025 年 5 月 23 日（予定）

以 上

【別紙】

(下線部は変更部部を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第6条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第7条 <u>本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第19条 (条文省略)	第7条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (定 員)	第4章 取締役および取締役会 (定 員)
第20条 本会社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	第19条 ① 本会社の取締役は、10名以内とする。 ② <u>前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 ① 取締役は、株主総会において <u>これを選任する。</u> ② (条文省略) ③ (条文省略)	第20条 ① 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第22条 ① 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第21条 ① 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(任 期)	(任 期)
第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 ① <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設) (新設) (報酬等) 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (招 集) 第 25 条 ① 取締役会を招集するには、会日の 5 日前までに各取締役および監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 26 条～第 28 条 (条文省略) (新設) (相談役および顧問) 第 29 条 (条文省略) (議事録) 第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (招 集) 第 24 条 ① 取締役会を招集するには、会日の 5 日前までに各取締役に對し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 25 条～第 27 条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第 28 条 <u>本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (相談役および顧問) 第 29 条 (現行どおり) (議事録) 第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
--	---

(取締役会規程) 第 31 条 (条文省略) (社外取締役との責任限定契約) 第 32 条 (新設) 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (定 員) 第 33 条 <u>本会社の監査役は、4 名以内とする。</u> (選任方法) 第 34 条 ① <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u> ② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (常勤監査役) 第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (任 期) 第 36 条 ① <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(取締役会規程) 第 31 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第32条 ① 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
---	---

(招 集) 第 38 条 ① <u>監査役会</u>を招集するには、会日の 5 日前までに各<u>監査役</u>に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ② <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。 (決議方法) 第 39 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (議事録) 第 40 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規程) 第 41 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (社外監査役との責任限定契約) 第 42 条 <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 6 章 計 算 (事業年度) 第 43 条 (条文省略) (期末配当金) 第 44 条 <u>本会社は株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u>	(招 集) 第 33 条 ① <u>監査等委員会</u>を招集するには、会日の 5 日前までに各<u>監査等委員</u>に対し、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ② <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。 (削除) (議事録) 第 34 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査等委員会規程) 第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第 36 条 (現行どおり) (削除)
---	--

(中間配当金) 第 45 条 <u>本会社は、取締役会の決議によつて毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u> (新設) (新設) (除斥期間) 第 46 条 <u>期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</u> (新設)	(削除) (剰余金の配当等の決定機関) 第 37 条 <u>本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> (剰余金の配当の基準日) 第 38 条 ① <u>本会社の期末配当金の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u> ② <u>本会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u> ③ <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (除斥期間) 第 39 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</u> (附則) 第 1 条 <u>第 48 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</u>
--	---